

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成 29 年下呂市条例第 22 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山 内 登

債権の名称（担当部署）	放棄事由	人数(人)	件数(件)	金額(円)	放棄年月日
水道料金（上下水道課）	第 1 号	3	25	31, 363	令和 4 年 3 月 28 日
	第 3 号	1	2	2, 304	
	第 4 号	1	4	107, 154	
	第 6 号	6	28	36, 930	
	第 7 号	1	2	2, 304	
	計	12	61	180, 055	
建設工事請負契約不履行 違約金（上下水道課）	第 4 号	1	1	259, 868	令和 4 年 3 月 28 日
医療費個人負担金 （金山病院）	第 1 号	2	2	101, 980	令和 4 年 3 月 28 日
	第 6 号	2	3	16, 130	
	計	4	5	118, 110	
合計		17	67	558, 033	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第 16 条第 1 項

- 第 1 号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第 2 号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第 3 号 相続人不存在又は相続放棄
- 第 4 号 破産免責等
- 第 5 号 強制執行後の無資力
- 第 6 号 徴収停止後の期間経過
- 第 7 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第 8 号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない